

身体的拘束廃止に関する指針

(指定基準省令第183条の規定に基づく身体的拘束等の適正化のための指針)

株式会社プレスト・ケア

身体的拘束廃止に関する指針

1. 身体的拘束廃止の理念

株式会社プレスト・ケアは、介護保険法に基づき、「介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」「前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」ことを受けて、ご入居者様の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、ご入居者様又は他のご入居者様の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行動制限を行いません。

身体的拘束とは、ご入居者様の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥ 車椅子からずり落ちたりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意志で開けることが出来ない居室に隔離する 等

2. 身体的拘束廃止の方針

(1) 私たちは、原則として身体的拘束を行いません。

(2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

ご入居者様ご本人様又は他のご入居者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、ご本人様・身元引受人様等への説明と同意を得るものとします。また、身体的拘束を行った場合は、その状況を記録するなど、十分な観察を行うとともに、介護サービスの質の評価及び経過の記録を行い、できる限り早期に拘束を解除します。

(3) 身体的拘束廃止に取り組む姿勢

ホームでは、ご入居者様が人間らしく活動的に生活するために、

- ① ご入居者様の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- ② ご入居者様の状態により、日常に起こる得る状況、明らかに予測される状況について、前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。
- ③ 身体的拘束廃止に関する取組みは、管理者を中心として、ホーム全職員・多職種連携で取り組みます。ケアで悩むことがあれば、一人で抱え込みず、他の職員、介護リーダー、他の職種、管理者、必要に応じて、主治医、本社等に相談します。身体的拘束は、職員の誇りや士気の低下を招くおそれがあることを理解します。
- ④ 多職種の視点から入居者のアセスメントに取り組み、入居者自身、入居者の言動の背景を理解して、ケアプランを策定・実行します。転倒や事故よりも、行動制限による苦痛を強いることの方が、尊厳を侵してしまうことを理解します。
- ⑤ ご入居者様及び身元引受人様等より身体的拘束等を前提とした入居の依頼があった場合でもご入居者様及び身元引受人様と十分に話し合い、理解を得ることに努め、「転落防止」「ケガの予防」であっても極力「拘束しない介護」を目指します
- ⑥ ご入居者様等の生命又は身体を保護するためであっても、常に身体的拘束に代わる代替的な方法を考えます。緊急やむを得ずどうしても身体的拘束を行わざるを得ない場合も、極めて限定期に行います。

3. 身体的拘束廃止のための体制

(1) 虐待・身体拘束禁止委員会(指定基準省令第183条の規定に基づく身体拘束適正化のための対策を検討する委員会)を設置し、原則として月1回開催の他、必要に応じてその都度開催します。

(2) 虐待・身体拘束禁止委員会は、管理者、生活相談員、ケアマネジャー、看護職員、介護職員等他職種で構成します。必要に応じて、本社職員や協力医療機関の医師、精神科専門医などの助言を

仰ぎます。

(3) 身体拘束禁止委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下のとおりとします。

責務・役割分担	担当者
虐待・身体拘束禁止委員会の責任者	ケア全般の責任者である管理者
虐待・身体拘束禁止対応策の担当者	介護・看護職員
身体的拘束実施時のケアプランの見直しや入居者・身元引受人に対する説明	計画作成担当者 生活相談員
医療的ケアに関する検討・助言	看護職員
第三者・専門家	必要に応じて、本社職員や 協力医療機関の医師、精神科専門医等

(4) 虐待・身体拘束禁止委員会では、以下の項目を検討・決定します。

- ① 本指針6に定める「身体的拘束に関する報告」の様式を整備します。
(委員会議事録といいます。)
- ② 身体拘束禁止対応策の担当者から、前回委員会の議事録及び身体的拘束の解除に向けての経過観察記録について報告します。
- ③ 報告された事例について、身体的拘束の状況等を集計・分析し、身体拘束の発生原因、結果等をとりまとめ、当該身体的拘束を解除できないかや三要件の確認(適正性)と解除に向けた対策(適正化策)を検討します。
- ④ 解除に向けた対策(適正化策)を講じた場合には、その効果について評価します。

(5) 虐待・身体拘束禁止委員会の結果は、全職員に議事録を交付・回覧して周知徹底します。

4. 身体的拘束禁止のための研修

身体的拘束廃止のため、介護に携わる従業員に向けた職員研修を、下記の通り行います。

- ・身体的拘束禁止のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を、1年に2回行います。
- ・新規採用時(派遣社員等の入職時を含む。)に、必ず身体的拘束禁止のための研修を実施します。
- ・研修の内容は、以下のとおりとします。
 - ① 身体的拘束の禁止に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
 - ② 本指針に基づく、身体的拘束の禁止に関する徹底
- ・研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残します。

5. 緊急やむを得ず身体的拘束をする場合

(1) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、次の3つの要件のすべてを確認します。入居者の家族の希望であっても、ホームが以下の要件を満たさないと判断する場合には、身体的拘束を行いません。

- ① **切迫性** …… ご入居者様ご本人又は他のご入居者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② **非代替性** …… 身体拘束ないし行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ③ **一時性** …… 身体拘束ないし行動制限が一時的なものである場合

※ 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により、応急的に対応する場合を言い、ご入居者様ご本人にとっての状況であって、施設側の状態ではありません。

(2) 身体的拘束を行う場合の手順・方法

- ・緊急やむを得ない状況が発生し、身体的拘束を行う場合は以下の手順により行います。
 - ・すみやかに医師、身元引受人様、施設長、介護士、看護師、コンシェルジュ、ケアマネジャー等の参加するカンファレンスを開催し、第一の代替策を検討します。
 - ・検討の結果、上記①～③の要件に該当した場合においては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討し、議事録に残します。
 - ・実施にあたっては、「身体的拘束廃止に関する指針」と、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」(記録1)、ケアプランを作成し、ご入居者様及びご家族様に身体的拘束の内容、目的・理由、時間、期間等をできる限り詳細に説明し、同意を得て交付します。
 - ・症状や状況に応じて、見守りを強化し、ご入居者様ご本人や他のご入居者様等の身体、生命の危険がないように配慮します。
 - ・身体的拘束の実施終了日以降において、なお拘束を必要とする場合においては、実施終了日前にご入居者様・ご家族様等に対してあらためて説明・確認した上で実施することとします。

(3) 身体的拘束に関する記録

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「緊急やむを得ない場合の身体拘束経過観察記録」にその様態及び時間、その際の入居者状況の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録します。
- ・具体的な記録情報をもとに、職員間、ご家族様等関係者間で直近の情報を共有します。「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は、身体的拘束の解除に向けて検討するとともに、「身体拘束に関する再検討記録」に記録します。
- ・身体的拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

- ・身体的拘束の記録は、ご入居者様との契約終了後5年間保管します。
- ・ご入居者様及び身元引受人様は、その記録を閲覧し、その写しの交付を求めることが出来ます。

6. 身体的拘束に関する報告

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、身体的拘束の内容、期間等を確し、虐待・身体拘束禁止委員会の議事録として記録を残し、介護職員その他の従業者に報告します。
- ・身体的拘束の解除に向けての経過観察記録は、虐待・身体拘束禁止委員会に報告します。

7. ご入居者様等による本指針の閲覧

- ・本指針は、ご入居者様及び身元引受人様が閲覧できるようにします。

令和1年10月1日策定
令和7年4月1日改定

身体的拘束についての同意書

令和 年 月 日

「身体的拘束廃止に関する指針」について説明しました。

<事業主> 住所

名称

施設長

印

<説明者> 所属

氏名

印

私は、株式会社プレスト・ケアの「身体的拘束廃止に関する指針」についての説明を受けこの指針に基づいて、「拘束をしない介護」の取り組みに同意します。

<入居者> 住所

氏名

印

<署名代行人> 住所

氏名

印

<身元引受人> 住所

(後見人等)

氏名

印

身体的拘束に関する説明書

[記録1]

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記のABCのすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体的拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。(切迫性)
- B 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。(非代替性)
- C 身体的拘束その他の行動制限が一時的である。(一時性)

個別の状況による 拘束の必要な理由	切迫性; 非代替性; 一時性;
身体的拘束の方法 (場所、行為(部位、内容))	
拘束時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 まで 月 日 まで

上記のとおり実施いたします

令和 年 月 日

[]

施設名 代表者

印

記録者

印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました

平成 年 月 日

身元引受人等 氏名

印

(続柄)

[記録2]

身体的拘束に関する再検討記録

様

月 日 時 時 分 時 分	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者氏名	記録者 サイン
/ 時 分 時 分			
/ 時 分 時 分			